

昭和51年2月12日  
基 発 第 177号

防衛施設庁次長  
長坂 強 殿

労働省労働基準局長  
藤 繩 正勝

賃金の支払の確保等に関する法律の制定に際し、この法律の適用については、下記のように解する。

記

本法の事業主には、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項(a)に規定する諸機関は含まれないものと解する。